

静岡市立清水桜が丘高等学校 生徒心得

学校は学習の場であり、また、人間形成の場である。自己実現に向かって挑戦し、未来を切り拓くたくましい若者に成長しよう。

また、礼節と責任を重んじ、以下に定める心得を実践しよう。

第1章 礼儀

- 1 常に本校生徒としての自覚を持ち、すべての他者に対して敬意を払おう。
- 2 職員や来客者に対してはもとより、生徒の間でもお互いに挨拶をしよう。
- 3 言葉は人柄を表す。正しい言葉遣いを心がけ、特に目上の人には敬語の使い方に気をつけよう。

第2章 校内生活

校内での生活は、すべてにおいて人格の基礎を形成するものであることを理解し、節度ある行動を基本とする。節度ある行動とは、校内生活の安全、美化に努め、社会常識に基づいた行動のことである。

1 登校から下校まで

登校時刻は、8時15分までとする。

下校時刻は、16時40分とする。部活動の活動は19時までとし、完全下校は19時30分とする。

登校後は、放課時刻まで校外に出てはならない。やむを得ない理由で外出する場合は、学級担任の許可を得て、外出届を提出する。

2 通学について

- ① 自転車通学は許可制とし、学校で定める許可基準を満たしたもので、自転車点検後、許可する。
- ② 自転車通学者は、自分の命を守ることを常に意識するとともに、他者へ配慮した行動をし、交通道德・交通法規の順守に努める。
- ③ 電車・バス通学者は、他の乗客に迷惑となる行為をしてはならない。
- ④ 登下校中、事故に遭った場合は、速やかに警察・学校に連絡する。

3 欠席・遅刻・早退の手続きについて

当日になっての欠席、遅刻の場合は、8時10分までに、学校に保護者が連絡をする。

遅刻して登校した場合は、職員室の学年の職員に申し出、授業担当者の許可を得てから授業を受ける。

早退する場合は、学級担任の許可を受けること。

4 テストについて

不正又は不正とみなされる行為をしてはならない。

許可されたもの以外は教室に持ち込まない。

5 校内美化について

教室・廊下等は常に清潔にし、乱雑・不潔にならないように心掛ける。

清掃は一致協力して行い、積極的に校内美化に努める。

6 公共物の保全について

公共物は丁寧に取り扱い、備品・工具等は、無断で使用しない。

公共物を破損・紛失した場合は、学級担任又は関係職員に速やかに申し出る。

7 携行品について

校内には、学習活動等に必要なもの以外のものを持ち込まない。

各自の所持品には、氏名を明記しておく。

貴重品は身に付けるかロッカーに施錠する等自分で管理し、必要な場合は、担任に預ける。

携帯電話を校内持ち込む場合は、生徒課の許可を得る。ただし、原則として校舎敷地内での使用は禁止とし、電源は切っておく。

8 学習用 iPad について

使用できる範囲は、学校生活に関係したことにのみに限る。授業中、使用するべきでない場面では iPad をとじておく。写真や動画の取り扱い等、情報モラルに反することがないように気を付ける。

9 政治的活動・選挙運動について学校敷地内での政治的活動や選挙運動は禁止する。

10 団体結成・集会・印刷物等について

以下に定める行為については学校の許可を必要とする。

団体を組織すること

集会を開催すること

文書(ビラ等)発行並びに配布・掲示すること

金品を徴収すること

第3章 校外生活

社会規範、交通道徳を守り、公共の福祉に反する行為をしない。公共の福祉に反する行為とは、自らの欲望のみを追求し、その結果、他者の自由を奪い、社会に迷惑をかける行為のことである。

また、自らの責任の範囲を認識し、校内生活と同様、節度を持って行動すること。

1 外出について

身分証明書を常に携帯し、態度・言葉遣いに注意する。

本校の制服を着用する場合は、本校身装規程を厳守する。

夜間の外出は極力控える。(23時から翌4時までの外出は補導の対象となる)

風紀上好ましくない場所(不健全娯楽施設等)への出入りは禁止する。

校外で事故または問題が生じた場合は、速やかに警察、学校に連絡する。

2 外泊について

外泊する時は、保護者の承諾を得る。無断外泊は絶対にしてはならない。

3 アルバイトは、原則として禁止する。ただし、保護者が申し出た特別な場合は検討する。

4 運転免許取得について

自動車の運転免許取得については、以下の条件で認める。

①就職内定者は、11月以降に自動車学校へ入校することができる。

②進学先決定者は、2月(家庭学習日)以降に自動車学校へ入校することができる。

③①②のいずれの場合も、保護者と連名で自動車運転免許取得許可願を提出する。

第4章 届出・願出

1 次の場合については, 所定の届出をすること。

- ・住所・姓名変更のとき
- ・保護者の変更のとき
- ・事件・事故(交通)に遭ったとき
- ・交通違反をしたとき
- ・紛失・盗難があったとき

2 次の場合については, 所定の願出をすること。

- ・異装許可を受けるとき
- ・自転車通学を希望するとき, または自転車ステッカーの再交付を願うとき
- ・身分証明書の再交付を願うとき
- ・アルバイト許可を願うとき
- ・携帯電話所持を願うとき
- ・下宿をする必要があるとき
- ・退学・転校・休学・復学をするとき
- ・旅客運賃割引証(学割証)・在学証明書等各種証明書が必要なとき(事務室)
- ・その他

3 忌引については, 保護者から学級担任に申し出ること。忌引の期間は以下のとおりとし, 欠席扱いにはならない。

(忌引期間) 父母は7日, 兄弟姉妹は5日, 祖父母は3日, 曾祖父母・伯叔父母は1日(いずれも以内)とする。